

産科医療補償制度から「事例の経過」が送られてきたら「保護者の質問」「保護者の意見」は書いた方がいい？

2026.08.03

#脱性まひ #原因分析報告書 #産科医療補償制度 #出産トラブル



【医療専門】富永愛法律事務所 医師・弁護士 富永 愛 です。
出産のトラブル（赤ちゃんや妊婦さんの重篤な後遺症や死亡など）は当事務所にご相談ください。
実際に産婦人科の医療現場を経験した医師として、「これって本当に正しかったの？」「納得できないけど、どうしてもいいのかわからない」——そんな不安を抱えている方に、医学と法律の両方の視点から、安心できる一歩を踏み出していられるようお手伝いします。

産科医療補償制度の申請

お子さんに重篤の障害が起ったときに小児科の先生から勧められて産科医療補償制度の申請をするご家庭は多いと思います。

産婦人科医での出産時に分娩ミスがあったのではない、トラブルがあったと思っていても、一生懸命にお子さんのことを考えてくれる小児科の先生には相談しにくい……そう思っておられる方も多いです。

産婦人科での出産事故は、たいていの場合、産婦人科医や助産師が適切な判断をしなかったことが原因で起こりますが、赤ちゃんが生まれてからの対応や治療をしてくれるNICUの先生は産婦人科医の対応については、何もコメントしないようにしておられることも多く真実が闇の中に葬られてゆくような気がしています。

そんな中でも小児科の先生方は、赤ちゃんの将来やご両親の負担のことを考えて「産科医療補償制度という制度がありますから1歳ぐらいになったら申請しましょう」とおっしゃってくださいます。

産科医療補償制度の申請の際には、赤ちゃんの脳がどの程度障害を受けたのか、後遺症について詳しい小児科の先生の診断書が重要になります。小児科の先生方は、多くの場合、できるだけスムーズに申請が通るように考えて診断書を作ってくださいます。

では診断書や産婦人科からのカルテなどがそろい、申請手続きが終わったら、待つだけなのか？という点、実は、ご家庭が関わる重要な手続きがあります。それが、「保護者の意見」です。申請手続きが終わる、無事に産科医療補償制度からの給付金の支払い決定があると、ご家庭はまず、ホッとされます。一時金600万円、2.0歳まで毎年120万円（毎月10万円）では、重篤の障害を負ったお子さんの様々な負担を補償するにはまだまだ不十分な金額ですが、それでも、毎年10万円分の給付金がありがたいと感じておられるご家庭は多いと思います。

給付が無事に振り込まれ、その後半年ほどたつと「事例の経過」というカルテの記載をエクセル表で時系列にまとめたような資料が届きます。



以下に示すものは当事務所に相談に来られた依頼者の「事例の経過」の一部を抜粋したものです。

1) 経産婦に関する基本情報

妊産婦に関する基本情報							
年齢(歳)	身長(cm)	分娩時体重(kg)	産後経緯時体重(kg)	経過歴		産後経過	
				無病	特記事項	無病	特記事項
28	160	65.6	52	なし		なし	
予兆なし				詳細			
あり				7/1c・性皮膚炎、花粉症、アレルギー			
既往・現病歴				詳細			
なし							
家族歴				詳細			
特記すべき疾患なし							
経産婦分娩歴							